

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684

①海没地関係

秘
無期限

昭和47年6月1日

那覇軍港内海没地問題

(その処理経緯と残された問題点)

アメリカ局北米第一課

目次

1. 問題の背景と「交換公文」の作成	1
(注1) 復元補償問題	2
(注2) 復元補償問題と那覇軍港内海没地との関係	6
2. 「交換公文」作成後の本件処理経緯	8
(1) 交渉チャネルの設定	8
(2) 米側提案とその検討	9
(注3) 旧沖縄県有地及び国有地の問題	11
(3) 米側と地主会との話し合い	13
(注4) 軍用地以外の埋立地提供の可能性	15
(4) 話し合いの妥結	16
(5) 高等弁務官指令の発出	18
(注5) 所有権証明書の法的性格	21
3. 残された今後の問題点	23
(1) 沖縄県有地及び那覇市有地の問題	23
(2) 将来海没地の面積に疑念が生じた場合の問題	25
(3) 那覇軍港以外の海没地	28

付属 / 海没地交換公文

2 高等弁務官指令

3 所有権証明書

4 念書

1. 問題の背景と「交換公文」の作成

占領期間中に在沖繩米軍は、那覇軍港拡張整備のため、その管理下にあつた同軍港内の土地1万坪余（正確には106筆、但し内97筆が民有地、他は国有地4筆、県有地2筆、市有地3筆、合計10,864,72坪）を海没せしめた。米側は、本件海没が講和前に属することを理由として、講和後は平和条約第9条を楯に何等の措置をも講ずることなく推移して来たが、関係地主の度重なる陳情にかんがみ、1959年4月に至り当面の弥縫策を決定し、当該土地が存在しているとの接制をとつて、1950年7月1日に遡及し、以後年々の賃借料を支払うこととなつた。（米側が支払つた賃借料は、1950年7月1日以降1971年6月30日まで1,161,717.57ドル、1971年7月1日～1972年6月30日までの分108,132.29ドルとなつており、この賃借料は関係地主の収入となっている。）

沖繩返還交渉の過程において、わが方はこの海没地問題を取り上げ、復帰後日本政府は、現存しない土地を施設・区域として提供し、地主に対して賃借料を支払う如きことは、わが法令上不可能なることを説明し、本件については一般の軍用地復元補償問題（注1及び注2）とは別個に米側が復帰前に最終的な解決を行なうべき旨強く主張した。

その結果、米側は、米国政府がその施政期間中沖繩で埋め立てた土地をわが方と協議の上処分することにより、本件海没地問題を復帰前に解決することとなり、昨年6月17日沖繩返還協定署名の際、前記趣旨の了解を確認する「海没地の問題の解決に関する交換公文」を愛知外務大臣とマイヤー在京米大使との間で交換した。（「交換公文」付属1）

（注1） 復元補償問題

一般に土地を借りてその土地を形質変更した者が、その土地を地主に返還する際は、そ

の土地を原状に回復するか、あるいは原状回復のため必要な経費を地主に支払うことが常とされており、これを一般に「復元補償」といつている。

沖縄における米側当局の軍用地使用の法的根拠を従来の米側の説明に即して見れば、1950年7月1日以降の期間については、布令第20号「賃借権の取得」及び同布令の施行と同時に失効した布令第9号「契約権等について」等関係法令により律せられる賃借権がこれであり、また同日前の期間については戦時国際法の一翼をなす占領法規がこれであるということになる。

しかるところ、米国政府は、1950年7月1日以降の軍用地使用に伴う形質変更については、布令第20号により復元補償を行なう法的体制を整備したが、同日前の使用に伴う形質変更については、復元補償の実施に必要な法的体制を整備せざるままに推移し、い

ずれにしても、かかる復元補償に係る沖縄住民の請求権は、平和条約第19条に基づき放棄されているとの態度をとつていた。

かかる米側の態度にかんがみ、沖縄現地においては、この種の講和前の形質変更に伴う復元補償問題をはじめ、平和条約発効前の各種損害に対する補償問題がきびしく取り上げられることとなり、現地関係者は日米両政府に対しその解決方を強く訴えてきた。その結果、まず日本政府は昭和32年5月2日閣議決定を経て10億円の見舞金を支払った。一方米国側も1965年10月27日米国議会において採択された合同決議(Joint Resolution -P.L.89-296)及びその具体的実施を定めた1967年1月10日付高等弁務官布令第60号「琉球人の講和前補償請求の支払について」に基づき、沖縄住民に対するいわゆる「講和前補償」を法的義務としてではなく恩恵的な支払として実施した(支払総額2,187

万ドル、そのうち復元補償は251万ドル。)

上記講和前補償中の復元補償は、取扱い上、1950年6月30日以前に形質変更を受けた軍用地で1961年6月30日までに地主に返還されたものを対象として、その支払が行なわれた。

かくして、講和前補償問題は、復元補償問題を含め、一旦落着したが、実際問題としては、1961年7月1日以降新たに解放された軍用地の中にも、形質変更が1950年6月30日以前の時期に属するものが多く見られ、かかる場合の復元補償問題については、(1)布令第20号及び(2)講和前補償のいずれの適用も受けられないまま今日に至つたので、その間の不均衡是正の必要が施政権返還を控え、現地関係者より強く指摘されることとなつた。このような背景の下に日米間の話し合いが行なわれた結果、本問題については、平和条約第19条に関する従来の立場もあるの

で、法的義務の問題としてではなく、自発的支払を行なうことにより解決することに合意を見るに至り、沖縄返還協定第4条3項が設けられることとなつたわけである。

(注2) 復元補償問題と那覇軍港内海没地との関係

問題の那覇軍港内海没地については、米軍地区工兵隊(District Engineer 略称DE)の記録に徴するに、excavation は1945年に始められ、1947年に construction 及び dredging が行なわれているので、海没という形質変更は明らかに1950年6月30日以前に行なわれたものと考えられる。従つて、本来ならば、この種の土地の滅失に係る補償問題は、布令第20号の復元補償の規定の適用は受けず、講和前補償の対象となつていた筈のものであるが、前述のとおり、米側は当該土地が存在しているとの擬制をとり、引き続き地主に対して賃借料を支払つていたの

で、講和前補償実施の時点では未解放軍用地として補償の対象とされないままになっていたものである。(前出1ページ参照)

米側が、那覇軍港内海没地についてかかる取扱いをした背景は詳らかでないが、沖縄返還交渉の過程においては、(1)同海没地をめぐり特殊事情及び(2)海没の結果すでに港湾となっているという事実から「復元」という可能性は事実上考えられないこと等を考慮し、協定第4条3項の自発的支払とは切り離して、別個に埋立地の代替提供をもつて処理することとされたものである。

2. 「交換公文」作成後の本件処理経緯

(1) 交渉チャンネルの設定

「交換公文」作成後、本省と在京米大使館の間で、本件の具体的取扱いにつき意見交換を重ねたところ、本件は沖縄現地において、日米双方の担当官が、那覇軍港海没地地主会(平良会長)等関係者の意向も徴しつつ、現場で詳細且つ具体的打合せを行なうことが必要であり、また効果的であるとの結論であつたので、昨年9月に入つてから、日本側は沖縄事務局谷口事務所の藤岡用地課長を、また、米側は米国民政府法務局長のグリーン中佐を、それぞれ本件担当官として指名し、両担当官の協議を本件交渉の主たるチャンネルとすることとした。

(現実には、準備委員日本政府代表部及び米国民政府総務局、渉外局も本件協議にあずかり、協力を行なつた。特に最終交渉段階においては、代表部一本省一関係各省の

ルートによりほとんど処理する結果となつた。)

(2) 米側提案とその検討

昨年12月17日、米国民政府バックレ一総務部長は藤岡用地課長あて書簡をもつて、本件に関し次のとおり申し越した。

(1) 米側は、検討の結果、海没地の代替地として那覇軍港内のSmall Boat Basinに接する港の内側の埋立地を提案することとしたい。

(2) 同埋立地は、米国の判断する限り、海没地に最も匹敵する土地である。

(3) 従つて、同埋立地に海没地と同一の面積を区割し、関係各地主に対しては、海没地/坪に対し埋立地/坪の比率で同区割中の埋立地を割り当てることとする。

(4) 埋立地の登記は、批准書交換後復帰までの60日間に完了することとする。

(5) 地主側からは、海没地の権利放棄書(念

書)を提出せしめ、これと交換に埋立地の所有権証明書を交付する。

(6) 上記のラインを地主代表に提示する前に、日本政府の了承を得ておきたい。

これに対しては、本省において関係各省を招致し、協議した結果、次のとおり回答することとした。(現実には、2月19日付藤岡用地課長発バックレ一^{総務}部長あて書簡をもつて回答した。)

(1) 前記ラインにより、米側が地主側と話し合いに入ることについては、異議はない。

(2) ただし、埋立地のどの部分をどの地主に与えるか、また海没地/坪に対し埋立地/坪を与えることが適当か否か等の条件の問題については、米側が地主側の意向を徴しつつ決定することが適当である。

(3) 米側提案の代替地中には、目衛隊による共同使用予定地を含んでおり、その部分は避けて欲しい。

(イ) 海没地の中にあつた道路分については、地主に対する埋立地割当前に、当該埋立地中に同様の道路区割を行ない、その上で本件処理を行なわれたい。

(ロ) 登記手続を批准書交換から復帰前日までの間に完了することは結構であり、かつ必要であるが、どの地主にどの埋立地を与えるかについての関係地主との合意は、批准書交換日まで完了しおくとされたい。

(ハ) 旧沖縄県有地(注3.)についても、埋立地の一部を提供することが可能であれば、そのように措置されることを希望する。

(注3.) 旧沖縄県有地及び国有地の問題

海没地の中に旧沖縄県有地が存在していたことは、交渉の過程においては必ずしも明らかではなかつた。従つて、「交換公文」の対象には含められなかつたが、その後その存在

が確認されたので、わが方としては、平和条約第19条及び「交換公文」の対象の問題は別として、沖縄県の特殊性及び復帰後の米軍と沖縄県との良好な関係の促進に資するとの観点から、便宜上「交換公文」に含めて同様の解決を行なうことが望ましいと考えたので、その旨米側に申し入れることとしたものである。(追つて、この点については、2月15日米側もこれに同意した。)

なお、国有地については、抑々本件が平和条約第19条で日本側がその請求権を放棄していることでもあり、かたがた復帰時点において、米國が沖縄で保有する埋立地は、復帰と同時に日本國の国有財産となることが返還協定(第6条3項)上明らかにされているので、仮に「交換公文」に含めて代替埋立地を国有地としてみても、結果的には同じことであり、特に意味がないので、そのような措置はとらなかつた。

(3) 米側と地主会との話し合い

2月23日在沖米側は地主側と第1回会合を開き、代替地についての提案を行なった。その際地主側は、(イ)代替地の価値が海没地に比して低いのでノ坪～ノ坪の等積交換ではなく、もつと多く買いたい、(ロ)あるいは軍用地以外の埋立地を代替地として頂きたい、(ハ)ないしは、代替地を日本政府が買い上げて現金で支払って欲しい等の希望を表明した。これら地主側希望については、その後関係者間でさらに話しを詰めてきたところ、3月20日地主側は次の3点を条件に米側提案を受けるとの意向を示すに至った。

- (イ) 土地の配分並びに登記は米側が行なう。
(地主側は測量、登記に要すべき経費は負担しない。)
- (ロ) 集会所ないしメモリアル建設のために、地主会に対して若干の土地を追加提供する。

(ハ) D Bが保管している未払地代(受取人なきため未払となつているもの)を地主会に移管する。

上記(イ)については、米側はそのつもりであつたので当然異存なく、(ハ)については、D Bが復帰後5年間保管することとなつているのでその旨を地主側に答えたところ、地主側は固執せず、この点については条件を取り下げた。その結果、問題は前述(ロ)の若干の土地の追加提供問題に絞られてきた。

4月8日に至り、地主側はこの点についての確定要求なりとして、(イ)那覇市内で軍用地外(注4)であれば200坪、(ロ)現在提案されている軍用地内(那覇軍港内)の埋立地であれば600坪の何れかの追加提供方を求めた。(ロの場合、地主側は600坪の地代を担保に約6万ドルを借りて200坪の土地を購入し、そこに150坪の公民

館を建てる計画なる旨付言した。)

(注4) 軍用地以外の埋立地提供の可能性

米軍が復帰前埋め立てて保有していた埋立地のうち、那覇市内で軍用地の外にあり、かつ、本件地主側要望に沿うる可能性あるものとしては、米側の検討の結果、奥武山^{オウヤマ}球場の外7号線側の埋立地が唯一の候補地となる由であつた。しかるところこの埋立地については、日本政府関係当局が検討した結果、復帰後の那覇市開発計画との関係等もあり、これを地主側に追加提供することは著しく不都合であり、従つて代替地の提供は、那覇軍港内の埋立地に限るとの結論であつた。

(4月27日、本省より準備委代表部にその旨回答した。)

(4) 話合いの妥結

前述の地主側提案に対し、米側は、本件を復帰前に円満に解決するためには、これを受ける以外にはないとの感触を付して、日本側に協議越した。

これに対し日本政府部内で検討した結果、日本政府としては、

- (1) 本来復帰後国有財産となるべき埋立地が十分なる根拠なくして復帰前に処分されること、あるいは
- (2) 提供施設・区域に対する支払借料が不当に増額されること(予算上代替埋立地に対する賃借料は、海没地の賃借料と同額として計上されている。)

は極力避けるべきであるので、等価交換という原則に立つならば、代替地の提供面積とこれに対する賃借料は相関関係にありとせざるを得ず、従つて、地主側が要求する600坪の追加提供を認める場合は、埋立

地の価値が海没地のそれよりもそれだけ低いことを認めることとなり、その比率で坪当りの賃借料を減額することとなる旨を回答した。

上記回答に基づき、5月10日米側は地主側と話し合った結果、坪当り賃借料減額を前提とした600坪の追加提供が決定した。

なお、追加提供の600坪は、米側が地主側と協議の上、防衛施設庁の希望（地主会は法人格を有しない即ち人格なき団体であるので施設・区域提供の際の契約当事者になり得ず、従つて個人名義とする必要があるところ、余り大勢の名義とすれば契約手続が将来とも面倒となる。）を入れ、平良地主会長ほか代表3名、合計4名の共同名義とすることとなつた。

(5) 高等弁務官指令の発出

米国民政府は、前述の地主側との話合いと並行して、地主側との話合いがまとまつた場合に備え、高等弁務官指令を発出すべく準備を進め、5月2日グリーン法務局長より琉球政府担当官にその案文を提示し、見解を求めた。この案文は、海没地の地番をそのまま代替地の地番に移し替えること（これにより個々の土地についての登記の必要はなくなり、復帰前に権利の移転が完了することとなる。）を骨子としたものであつたが、琉球政府側は、検討の上後刻この方式に不同意である旨回答してきた。その際の琉政の反対の理由は詳らかでないが、海没地の地番等をそのまま埋立地に移し替へれば、住吉町の延長となるべき埋立地に、海没地があつた垣花町、通堂町の飛地ができることとなるので、この点を不自然かつ

不便と判断したものと伝えられている。一方この点につき本省においても、5月8日法務省等関係省庁の意見を徴したところ「飛地」の問題は復帰後いかにでも調整しうるが、米側が考えている登記の形式が問題であり、これまで何らの登記もされていない埋立地に対して海没地から移転登記することには疑念がある。登記はあくまで海没地に対する権利消滅と同時に埋立地に権利を設定するものでなければならないとの結論であつた。

よつて、この点を米側に伝えたところ、米側は、埋立地に住吉町の新地番を設定し、埋立地に対する登記事項は内容的には海没地のそれと同一となるが、その登記は前者を後者と「見做す」のではなく、新規に設定するものなることを明らかにした場合を5月10日発し、埋立地と海没地の新旧地番対照表をその付表として添付した。これにより日本政

府の見解はもとより、琉球政府の主張をも満足させることとなつた。(高等弁務官指令付属2)

また、米側は指令の中に代替埋立地に対する地主の権利を示すものとして所有権証明書(注5)を発行し、地主は之を提示することにより登記を受けることとする旨規定した。(所有権証明書付属3)

また、米側は所有権証明書を発行するに際しては、各地主個人から「本件に關し爾後異議を申し立てない」旨の念書を徴し、これと引き換えに所有権証明書を地主に交付する旨を地主側に通告した。

なお、念書については、予め5月2日米側より日本側(代表部)に対し案文の提示があり、これには米国政府に対する権利放棄のみを述べていたので、わが方より日本政府に対する権利放棄を含めるため「米国

政府及びその後継政府」と改めるよう申し入れ、米側もこれに同意した経緯がある。なお地主側は、本件念書⁵の提出について、特に異議は示さなかつた(念書付属4)

(注5) 所有権証明書の法的性格

所有権証明書について、わが方が懸念したことは、その法的性格であつた。即ち、これがその受領によつて始めて所有権が付与されるものであるならば、復帰前に念書を提出しない地主があつた場合代替埋立地の所有権は地主に移転せず、その分については復帰時まで解決されないこととなる。

この点に關し、米側の説明を求めたところ、所有権そのものは指令の発出により設定され、本件証明書はその所有権が設定されたことを立証し、登記手続を完了せしめるための

additional requirement であるとの説明であつた。

なお米側は、復帰前に念書を取れなかつた地主に対する所有権証明書を復帰後D国が保管するか日本政府の係官が保管するかについて日本政府の見解を照会越したので、前記の如き性格のものであれば、日本政府としては、D国が引き続き保管し、念書との交換を復帰後も継続しなるべく早急に完了せしめることが望ましい旨回答した。(追つて5月24日沖繩現地村角参事官よりの連絡によれば本件海没地中の民有地97筆すべてにつき交換を了した由。)

3. 残された今後の問題点

(1) 沖縄県有地及び那覇市有地の問題

本件海没地問題の解決に際しては、海没地と代替埋立地が同じ那覇軍港内にあることでもあり、米側は当初より等積交換を考え、最終的には概ねその通りの処理が行われたが、地主側の強い要望もあり、結局地主側に対し600坪を地主共用分として追加提供し、そのため防衛施設庁が支払う坪当り賃借料はその割合で減額されることとなつた。

本調書作成の段階では、防衛施設庁による賃借料の格付けは最終的には確定しておらず、従つて坪当り賃借料の減額が(イ)個人地主の土地のみに適用されるか、(ロ)県有地及び市有地に対しても適用されるかは確定していないが、大勢は(ロ)に傾きつつある模様である。(5月20日防衛施設庁高倉事務官の説明)

(ロ)に落ち着いた場合は、沖縄県及び那覇市に対しても同一の割合で埋立地の追加提供をすべしとの要求が提起されることも予想される。

なお、5月8日日本省における会議の席上、大蔵省担当官(理財局国有財産第3課皆合事務官)は、復帰後県又は市から陳情があつた場合、現実の問題としては埋立地から追加提供をせざるを得ないと述べていた。

(2) 将来海没地の面積に疑念が生じた場合の問題

沖縄においては戦前の土地台帳が殆んど焼失し、海没地面積認定の基礎となつている現行土地台帳は、終戦後本人及び関係者の記憶、申立て等に基づいて作成されたものであるので、必ずしも正確とは言い難い。そのため琉球政府臨時土地調査庁は夙に沖縄全土の地籍調査を行なうべく努力してきたが、実際問題として、那覇市を始め沖縄中部には米軍基地が多く、米側が基地への立入調査を認めないため、那覇軍港を始め中部地区の地籍調査は実施をみないままになつている。従つて、将来地籍調査が行なわれ現行土地台帳の記載事項に誤りが発見される可能性があることは否定し得ず、その場合本件那覇軍港内海没地処理に波及することも十分予想される。その際予見される問題としては、次の如きものが考えられよう。

(i) 海没していた筈の土地が現実には海没していなかつた場合

その場合海没していた筈の土地の地主は既に代替埋立地を取得し、海没地に対する権利は消滅しているので、現実には海没もしていなかつた土地は無主物として国有財産になるものと思われる。

(ii) 海没していなかつた筈の土地が現実には海没していた場合

将来行なわれるべき地籍調査は、現存する土地について行なわれるのであつて、海没面積を実測するわけではないから、仮に那覇軍港内において海没された土地の面積が帳簿上の海没地面積を超えていたとしても、地籍調査の結果直ちにそれが立証されることにはならない。

一般に、地籍調査の結果、土地の面積が台帳記載の面積よりも小さかつた場合は、土地台帳上の現存土地の面積を調整、修正することとなるのであつて、このこ

とは海没地に直接連る海岸の土地についても同様であるということが、一応は可能であろう。

しかしながら、若しも地籍調査等により、周辺の土地との関連等から台帳上の海没面積を超える海没が行なわれていたことが判明した場合には、その際の状況にもよるが、下記(3)の「那覇軍港以外の海没地」と同様に取り扱われるべきであろう。

(3) 那覇軍港以外の海没地

沖縄返還交渉の過程においては明らかでなく、従つて取り上げうるには至らなかつたが、その後琉球政府が関係43市町村を通じて調査したところ、那覇軍港以外にも、軍用地内の海没地が読谷村、美里村、北谷村、嘉手納村、国頭村、北中城村及び金武村の8村に存在し、その面積は合計23万坪余に上り、他の市町村においてもなお調査中（浦添市には現存する見込み）との由であつた。（昨年11月4日付準備委代表部報告）

これら那覇軍港以外の海没地については、平和条約第19条及び返還協定第4条1項にもかんがみ、仮に米側の行為による海没であることが立証されても、対米請求権の問題とはなり得ないが、将来その実態、原因等が判明次第、日本政府によるなんらかの措置を要する場合があります。予想される。

(海没地の問題の解決に関する交換公文)

(米側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に言及するとともに、アメリカ合衆国政府が、日本国政府と協議したうえ、これらの諸島において埋め立てた土地で現に保有しているものを必要な限度において処分することにより那覇軍港内の土地の海没から生じた問題を解決するためできる限りすみやかに必要な準備を完了することを引き受ける旨の両政府間で到達した了解を確認する光榮を有します。

本使は、閣下が日本国政府に代わつて前記のことを確認され

二

れば幸いであります。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十一年六月十七日に東京で

アーミン・H・マイヤー

日本国外務大臣 愛知揆一閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(米側書簡)

本大臣は、さらに、日本国政府に代わつて前記の了解を確認する光榮を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十一年六月十七日に東京で

三

四

日本国外務大臣 愛知揆一

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使

アーミン・H・マイヤー閣下

(U.S. Note)

Tokyo, June 17, 1971

Excellency,

I have the honor to refer to the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands signed today and to confirm the understanding reached between the two Governments that the Government of the United States of America will undertake, in consultation with the Government of Japan, to complete necessary preparations as expeditiously as possible for settlement of the question arising out of the submersion of lands in the military port of Naha through disposition of the lands reclaimed and now held by the Government of the United States of America in these islands to the extent necessary for this purpose.

I should be appreciative if Your Excellency would confirm the foregoing on behalf of your Government.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

Armin H. Meyer

His Excellency
Kiichi Aichi
Minister for Foreign Affairs
of Japan

HICOM DIRECTIVE
NUMBER 1

付属 2.
May 1972

REGISTRATION OF CERTAIN RECLAIMED LANDS

WHEREAS by an exchange of notes on the submersion of lands in Naha Port, accompanying the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands signed on 17 June 1971, the United States Government agreed to undertake, in consultation with the Government of Japan, to complete necessary preparations as expeditiously as possible for settlement of the question through disposition of the lands reclaimed and held by the United States Government; and

WHEREAS negotiations held by representatives of the United States Government with representatives of the owners of the submerged lands in Naha military port also attended by representatives of the Okinawa Military-Used Land Federation, the City of Naha, and the Government of the Ryukyu Islands, have resulted in an agreement for the fair and satisfactory settlement of the question; and

WHEREAS under the existing laws and regulations the registration of title to the lands being granted by the United States Government requires various administrative and legislative procedures which would inevitably extend beyond 15 May 1972; and

WHEREAS the owners of the submerged lands have requested completion of the necessary title registration before 15 May 1972.

NOW, THEREFORE, it is hereby directed as follows:

1. Notwithstanding the provisions of the Municipal Autonomy Act (GRI Act No. 1 of 1953), or other law or regulation, any lands granted or to be granted by the United States, including municipally owned streets therein, pursuant to or in furtherance of the aforesaid exchange of notes shall be and are hereby regarded as being existent and duly incorporated into the administrative jurisdiction of the City of Naha as of the date hereof.

2. The Government of the Ryukyu Islands shall issue or cause to be issued a public notice announcing the formal incorporation of said lands in the same manner as if the lands were duly incorporated into the City of Naha in accordance with the Municipal Autonomy Act and enforcement regulations.

3. The legal description of each parcel or tract of said lands granted or to be granted by the United States shall be identical with that of the corresponding parcel or tract of the submerged lands except with respect to Lot Number, Chome, or Cho, which shall be as shown on the Property List "A" attached hereto and made a part hereof. Any references to the Lot Number, Chome and Cho of any parcel or tract of the submerged lands on any official or public records, including the pertinent land records, shall be amended as shown on said Property List "A." All land registry offices and officials thereof having jurisdiction over any of the areas involved herein are required to amend the existing Lot Number, Chome or Cho of each parcel or tract of the submerged lands to conform to said Property List "A," at no cost to the landowners concerned. PROVIDED, however, that lawful possession and/or presentation of a Title Deed duly

issued by the United States shall be an additional requirement to prove title to any parcel or tract of said lands granted or to be granted by the United States.

4. Any and all existing official maps of the areas affected thereby shall be revised and corrected by deleting therefrom the area of the submerged lands (Column I of attached Property List "A" and certain municipal land unsubdivided) and adding thereto the area of the lands as described in Column II and municipally owned streets therein.

5. The effective date of this Directive shall be ____ May 1972.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

1 Attachment
Property List "A"

ROBERT A. FRAREY
Civil Administrator

DISTRIBUTION:
L

PROPERTY LIST "A"

COLUMN I

Lot No., Chome and Cho
of Submerged Land

2, 1 Chome, Sumiyoshi
2-2, 1 Chome, Sumiyoshi
3, 1 Chome, Sumiyoshi
4, 1 Chome, Sumiyoshi
5, 1 Chome, Sumiyoshi
5-1, 1 Chome, Sumiyoshi
6, 1 Chome, Sumiyoshi
7, 1 Chome, Sumiyoshi
8, 1 Chome, Sumiyoshi
9, 1 Chome, Sumiyoshi
10, 1 Chome, Sumiyoshi
11, 1 Chome, Sumiyoshi
12, 1 Chome, Sumiyoshi
13, 1 Chome, Sumiyoshi
14, 1 Chome, Sumiyoshi
15, 1 Chome, Sumiyoshi
16, 1 Chome, Sumiyoshi
17, 1 Chome, Sumiyoshi
18, 1 Chome, Sumiyoshi
18-1, 1 Chome, Sumiyoshi

Shall be
amended to read:

COLUMN II

Lot No., Chome and Cho
under Directive 1 of 1972

141-1, 1 Chome, Sumiyoshi
141-2, 1 Chome, Sumiyoshi
141-3, 1 Chome, Sumiyoshi
141-4, 1 Chome, Sumiyoshi
141-5, 1 Chome, Sumiyoshi
141-6, 1 Chome, Sumiyoshi
141-19, 1 Chome, Sumiyoshi
141-18, 1 Chome, Sumiyoshi
141-7, 1 Chome, Sumiyoshi
141-8, 1 Chome, Sumiyoshi
141-17, 1 Chome, Sumiyoshi
141-16, 1 Chome, Sumiyoshi
141-15, 1 Chome, Sumiyoshi
141-14, 1 Chome, Sumiyoshi
141-13, 1 Chome, Sumiyoshi
141-12, 1 Chome, Sumiyoshi
141-11, 1 Chome, Sumiyoshi
140-1, 1 Chome, Sumiyoshi
140-2, 1 Chome, Sumiyoshi
141-10, 1 Chome, Sumiyoshi

COLUMN I

Lot No., Chome and Cho
of Submerged Land

19, 1 Chome, Sumiyoshi
20, 1 Chome, Sumiyoshi
21, 1 Chome, Sumiyoshi
22, 1 Chome, Sumiyoshi
23, 1 Chome, Sumiyoshi
23-1, 1 Chome, Sumiyoshi
26, 1 Chome, Sumiyoshi
27, 1 Chome, Sumiyoshi
29, 1 Chome, Sumiyoshi
38, 1 Chome, Sumiyoshi
39, 1 Chome, Sumiyoshi
40, 1 Chome, Sumiyoshi
41, 1 Chome, Sumiyoshi
42, 1 Chome, Sumiyoshi
43, 1 Chome, Sumiyoshi
44, 1 Chome, Sumiyoshi
45, 1 Chome, Sumiyoshi
46, 1 Chome, Sumiyoshi
47, 1 Chome, Sumiyoshi
48, 1 Chome, Sumiyoshi
48-1, 1 Chome, Sumiyoshi
49, 1 Chome, Sumiyoshi
50, 1 Chome, Sumiyoshi

Shall be
amended to read:

COLUMN II

Lot No., Chome and Cho
under Directive 1 of 1972

140-3, 1 Chome, Sumiyoshi
140-4, 1 Chome, Sumiyoshi
141-9, 1 Chome, Sumiyoshi
140-5, 1 Chome, Sumiyoshi
140-6, 1 Chome, Sumiyoshi
140-7, 1 Chome, Sumiyoshi
140-8, 1 Chome, Sumiyoshi
140-9, 1 Chome, Sumiyoshi
140-10, 1 Chome, Sumiyoshi
140-20, 1 Chome, Sumiyoshi
140-19, 1 Chome, Sumiyoshi
140-18, 1 Chome, Sumiyoshi
140-17, 1 Chome, Sumiyoshi
140-16, 1 Chome, Sumiyoshi
140-15, 1 Chome, Sumiyoshi
140-11, 1 Chome, Sumiyoshi
140-14, 1 Chome, Sumiyoshi
140-13, 1 Chome, Sumiyoshi
137-1, 1 Chome, Sumiyoshi
139-1, 1 Chome, Sumiyoshi
139-2, 1 Chome, Sumiyoshi
140-12, 1 Chome, Sumiyoshi
139-17, 1 Chome, Sumiyoshi

COLUMN I

Lot No., Chome and Cho
of Submerged Land

51, 1 Chome, Sumiyoshi
52, 1 Chome, Sumiyoshi
53, 1 Chome, Sumiyoshi
54, 1 Chome, Sumiyoshi
55, 1 Chome, Sumiyoshi
56, 1 Chome, Sumiyoshi
57, 1 Chome, Sumiyoshi
58, 1 Chome, Sumiyoshi
59, 1 Chome, Sumiyoshi
60, 1 Chome, Sumiyoshi
61, 1 Chome, Sumiyoshi
62, 1 Chome, Sumiyoshi
63, 1 Chome, Sumiyoshi
64, 1 Chome, Sumiyoshi
65, 1 Chome, Sumiyoshi
66, 1 Chome, Sumiyoshi
67, 1 Chome, Sumiyoshi
68, 1 Chome, Sumiyoshi
69, 1 Chome, Sumiyoshi
70, 1 Chome, Sumiyoshi
71, 1 Chome, Sumiyoshi
72, 1 Chome, Sumiyoshi
73, 1 Chome, Sumiyoshi
74, 1 Chome, Sumiyoshi

Shall be
amended to read:

COLUMN II

Lot No., Chome and Cho
under Directive 1 of 1972

139-3, 1 Chome, Sumiyoshi
139-4, 1 Chome, Sumiyoshi
139-5, 1 Chome, Sumiyoshi
139-6, 1 Chome, Sumiyoshi
139-7, 1 Chome, Sumiyoshi
139-8, 1 Chome, Sumiyoshi
139-9, 1 Chome, Sumiyoshi
139-10, 1 Chome, Sumiyoshi
139-30, 1 Chome, Sumiyoshi
139-29, 1 Chome, Sumiyoshi
139-28, 1 Chome, Sumiyoshi
139-27, 1 Chome, Sumiyoshi
137-1, 1 Chome, Sumiyoshi
139-26, 1 Chome, Sumiyoshi
139-25, 1 Chome, Sumiyoshi
139-24, 1 Chome, Sumiyoshi
139-23, 1 Chome, Sumiyoshi
139-22, 1 Chome, Sumiyoshi
139-21, 1 Chome, Sumiyoshi
139-20, 1 Chome, Sumiyoshi
139-15, 1 Chome, Sumiyoshi
139-16, 1 Chome, Sumiyoshi
139-14, 1 Chome, Sumiyoshi
139-13, 1 Chome, Sumiyoshi

COLUMN I

Lot No., Chome and Cho
of Submerged Land

75, 1 Chome, Sumiyoshi
76, 1 Chome, Sumiyoshi
77, 1 Chome, Sumiyoshi
78, 1 Chome, Sumiyoshi
78-1, 1 Chome, Sumiyoshi
78-2, 1 Chome, Sumiyoshi
79, 1 Chome, Sumiyoshi
80, 1 Chome, Sumiyoshi
83, 1 Chome, Sumiyoshi
87, 1 Chome, Sumiyoshi
88, 1 Chome, Sumiyoshi
90, 1 Chome, Sumiyoshi
91, 1 Chome, Sumiyoshi
92-1, 1 Chome, Sumiyoshi
93-5, 1 Chome, Sumiyoshi
101, 1 Chome, Sumiyoshi
102, 1 Chome, Sumiyoshi
6, 1 Chome, Kakinohana
6-1, 1 Chome, Kakinohana
6-2, 1 Chome, Kakinohana
6-3, 1 Chome, Kakinohana
6-4, 1 Chome, Kakinohana
6-5, 1 Chome, Kakinohana

Shall be
amended to read:

COLUMN II

Lot No., Chome and Cho
under Directive 1 of 1972

139-12, 1 Chome, Sumiyoshi
139-11, 1 Chome, Sumiyoshi
137-1, 1 Chome, Sumiyoshi
139-19, 1 Chome, Sumiyoshi
138-1, 1 Chome, Sumiyoshi
138-2, 1 Chome, Sumiyoshi
139-18, 1 Chome, Sumiyoshi
138-3, 1 Chome, Sumiyoshi
137-1, 1 Chome, Sumiyoshi
137-1, 1 Chome, Sumiyoshi
142-4, 1 Chome, Sumiyoshi
138-4, 1 Chome, Sumiyoshi
138-5, 1 Chome, Sumiyoshi
138-6, 1 Chome, Sumiyoshi
142-3, 1 Chome, Sumiyoshi
138-15, 1 Chome, Sumiyoshi
138-14, 1 Chome, Sumiyoshi
135-3, 1 Chome, Sumiyoshi
136-3, 1 Chome, Sumiyoshi
138-13, 1 Chome, Sumiyoshi
135-2, 1 Chome, Sumiyoshi
135-1, 1 Chome, Sumiyoshi
136-1, 1 Chome, Sumiyoshi

COLUMN I

Lot No., Chome and Cho
of Submerged Land

11, 1 Chome, Kakinohana
11-1, 1 Chome, Kakinohana
12, 1 Chome, Kakinohana
13, 1 Chome, Kakinohana
14, 1 Chome, Kakinohana
15, 1 Chome, Kakinohana
18, 1 Chome, Kakinohana
19, 1 Chome, Kakinohana
20, 1 Chome, Kakinohana
21, 1 Chome, Kakinohana
1, 3 Chome, Kakinohana
2, 3 Chome, Kakinohana
1, 3 Chome, Tondo
104, 1 Chome, Sumiyoshi
22, 1 Chome, Kakinohana

Shall be
amended to read:

COLUMN II

Lot No., Chome and Cho
under Directive 1 of 1972

142-2, 1 Chome, Sumiyoshi
138-7, 1 Chome, Sumiyoshi
138-12, 1 Chome, Sumiyoshi
138-11, 1 Chome, Sumiyoshi
137-3, 1 Chome, Sumiyoshi
137-2, 1 Chome, Sumiyoshi
138-8, 1 Chome, Sumiyoshi
137-5, 1 Chome, Sumiyoshi
137-4, 1 Chome, Sumiyoshi
136-2, 1 Chome, Sumiyoshi
138-10, 1 Chome, Sumiyoshi
138-9, 1 Chome, Sumiyoshi
137-6, 1 Chome, Sumiyoshi
142-1, 1 Chome, Sumiyoshi
142-1, 1 Chome, Sumiyoshi
142-5, 1 Chome, Sumiyoshi
(land to be held in common)

14/1/72 3.

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of The Civil Administrator

TITLE DEED

WHEREAS by an exchange of notes on the submersion of lands in Naha Fort, accompanying the Agreement between the United States of America and Japan concerning the Ryukyu Islands and the Daito Islands signed on 17 June 1971 the United States Government agreed to undertake, in consultation with the Government of Japan, to complete necessary preparations for settlement of the question arising out of the said submersion of lands;

WHEREAS the United States of America has reclaimed certain lands located within the military port of Naha in connection with improvement of the said port, which reclaimed lands are now held by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands; and

WHEREAS the United States of America, acting through the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, is desirous of bringing about settlement of the question through disposition of the said reclaimed lands, and the owners of the submerged lands involved are likewise desirous of accepting such reclaimed lands and relinquishing all right, title, and interest in the submerged lands.

NOW, THEREFORE, pursuant to the said exchange of notes and in further consideration of the said agreement reached thereunder, the United States Civil Administration, by the Civil Administrator, does hereby assign, grant, convey and transfer unto _____

that portion of the said reclaimed lands which is more particularly described as follows, to wit:

All that part of a subdivided parcel or tract of the reclaimed lands lying and situate in the general area southwest of the boat dock of the military port, Naha City, Okinawa, delineated on the map attached hereto and made a part hereof, consisting of _____ tsubo which parcel or tract of the reclaimed lands shall be known and described as Lot No. _____, 1 Chome, Sumiyoshi Cho, Naha City, Okinawa.

To have and to hold unto the aforementioned grantee, his successors and assigns.

Issuance of this Title Deed and grant shall be contingent upon delivery of a duly executed agreement waiving and releasing his interest in the submerged land.

IN WITNESS WHEREOF, the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, by the Civil Administrator, in its name and in the name of the United States of America, has caused this Deed to be duly signed and delivered, this _____ day of May, A.D. 1972.

Incl:
Descriptive Map

THE UNITED STATES OF AMERICA
and
THE UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
of the
Ryukyu Islands

By _____
ROBERT A. FEAREY
Civil Administrator

AGREEMENT

付属 4.

WHEREAS post-war construction projects undertaken by the United States Forces at the military port of Naha has resulted in submersion of certain lands, of which the undersigned is an owner; and

WHEREAS pursuant to an exchange of notes on the submersion of lands in Naha Port, accompanying the Okinawa Reversion Agreement, an agreement has been reached between the United States and the owners of the lands involved whereby the owners will be granted, for each parcel or tract of the submerged land, an identical area of substitute land plus an interest in additional land to be held in common, from land which has been reclaimed by the United States.

NOW, THEREFORE, KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS: That I, the undersigned hereby expressly waive any rights, claims and demands hereby expressly agreeing to hold free, safe, and harmless, and hereby releasing and discharging the Government of the United States, successor governments in the Ryukyu Islands, and instrumentalities, officers, agents and employees of such governments, from any and all manner of actions, causes of action, liability, claims, damages, and demands whatsoever, which the undersigned ever had, now have or ever shall have or may have for, upon or by reason of any matter, cause or thing whatsoever, particularly arising out of the submersion, damage or destruction, or claim for title to or restoration of the submerged land owned by the undersigned in the military port of Naha.

IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hand and seal on this
_____ day of May, A.D., 1972.

Landowner

海没地（那覇軍港以外）調べ（関係市町村の回答）

（昭和46年11月5日受領）

昭46/1/2
外務省

市町村名	海没面積	請求金額	筆数	地域	海没原因の説明	海没地の現況
読谷村	44,062.6 ^坪	218,604.60 ^{ドル}	(表示なし)	波平 高志保 渡慶次 儀間 宇座	1948年～1952年頃米軍の軍工 事用として砂採取場のため現地がか くれ現形が失われた。	砂を取られたあと岩盤だらけとなり潮 がおしよせ、海辺となつている。
				楚辺 渡具知	○1948年～1952年頃米軍の軍 工事用として砂採取場のため現地か くれ現形が失われた。 ○太平洋戦争上陸地点のため。	砂を取られたあと岩盤だらけとなり潮 がおしよせ、海辺となつている。
				比謝江	太平洋戦争の際日本軍の上陸用艇置場 使用建築のためと現在比謝川ダムのため水位が増し減失となる。	ほとんどの地形が海となり又は川とな り、現形が失つている。
美里村	38,382 ^坪	390,449.94 ^{ドル}	53 ^筆	泡瀬 比屋根	(説明なし。)	(説明なし。)

(注) 海没原因の説明及び海没地の現況は、関係市町村の琉球政府に対する回答原文のまま

市町村名	海没面積	請求金額	筆数	地域	海没原因の説明	海没地の現況
北谷村	55,640 ^坪	4,630,535 ^{ドル}	109筆	砂 辺 伊 平 桑 江 北 谷 北 前	字砂辺、字伊平、字桑江は米軍上陸の際の護岸決潰により戦後引継ぎ軍用地として使用の為、護岸の復元がなされず台風襲来の為に海没地となる。字北谷、字北前は戦後一部復元した箇所もあつたが、ハンビー飛行場及び発電船接岸場所建設のため浚渫に依るもの。	北前の発電船接岸場所及び伊平の一部以外は護岸もなく台風襲来の際は被害も増大するような場所が多い。
嘉手納村	38,871 ^坪	1,166,130 ^{ドル}	57筆	兼 久 野 国	米軍は沖縄上陸と同時に日本軍が構築した嘉手納中飛行場を中心として厩大な土地を接収し、極東最大の基地嘉手納空軍基地を構築した。その際同飛行場を整備拡張するために該地附近一帯の土砂を採取して工事用として使用したため。	該地域の土地のほとんどが土砂を取られて海没して使用不能となつている。
国頭村	6,085 ^坪	86,010 ^{ドル}	17筆	辺 土 名 桃 原 奥 間	軍用地に接収され海岸線の利用が多く、護岸その他の設備設置のため海没したものと試考する。	(説明なし。)

市町村名	海没面積	請求金額	筆数	地域	海没原因の説明	海没地の現況
北中城村	40,322坪	716,917.92 ^{ドル}	150筆	渡口	イ 1945～1946年米軍により 泡瀬飛行場建設の際に該土地より 土砂を採取。 ロ 1948～1951年13号線道 路改修工事のため米軍が該土地よ り土砂を採取。	海
豊見城村	7,346 ^坪	220,380 ^{ドル}	1筆	瀬長	瀬長島から現在那覇飛行場に通じてい る道路を作るため米軍が土砂等を取つ て軍用道路を作つたので海没になつて いる。	海没前は農耕地として字瀬長部落民が 耕作していましたが、現況はそのあと かたもなく草木もはえない海に変わつて いる。
金武村	681 ^坪	1,751 ^{ドル}	4筆	金武	金武村先謝原は現在アメリカ海兵隊演 習地として使用され、トラック、戦車、 その他の軍事備品等の乗入れによる木 及び雑木等の消滅により水が急激に流 れ土砂を流出せしめたことにより防潮 林の枯死が主な原因で海没地になつた ものであります。	現在、満潮干潮時を問わず海中に没し 土砂は全くなく農耕は不可能である。